

タイトル 宮崎県独自の緊急事態宣言発令に伴う学校における今後の対応について

お世話になります。

件名につきまして、門川町教育委員会から緊急事態宣言下における学校の対応について、以下の通知がありました。

1 部活動について（8月16日から8月31日までの対応）

(1) 8月16日（月）～8月18日（水）

全ての活動を中止する。

(2) 8月19日（木）～8月31日（火）

- 十分な感染症対策を講じた上で、実施することができる。活動にあたっては、次の事項を厳守すること。
 - ・ 活動場所は、校内のみとする。
 - ・ 活動時間は、平日2時間以内、休業日は3時間以内とする。
 - ・ 他の市町村との交流（合同練習や練習試合）は行わない。また、宿泊をとまなう合宿等を行わない。
- 大会参加については次のとおりとする。
 - ・ 8月12日（木）時点で出場が決定している九州大会や全国大会については、主催者の感染症対策マニュアル等を厳守して参加することができる。
 - ・ 中学校体育連盟・文化連盟が主催する、九州大会・全国大会につながる、地区大会及び県大会のみ参加できる。

2 夏季休業中の生徒の登校について

- 学年登校日（本校は8月19日（木））や、その他の諸活動は、感染予防を講じた上で実施することができる。ただし、校内職員で対応すること。

3 新学期の開始にあたっての留意事項について

- 2学期の始業日は、予定通り、8月25日（水）とする。
- 生徒本人を含め、同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合は、登校を控えること。その際、PCR検査等の諸検査を受けた場合は、受ける旨や結果を学校に知らせること。
- 教室では、熱中症対策を行いながら、換気を徹底すること。また、健康管理の視点から、時と場に応じてマスクの脱着を行うこと。
- 学期当初の学校行事等については、万全の感染予防対策を講じた上で実施すること。
- 毎日の健康観察、手洗いうがいの励行、手指消毒、咳エチケット、飛沫防止等、1学期と同様に徹底すること。
- 登校後も体調管理に努め、不調に気づいた場合は、すみやかに学級担任や養護教諭に届けること。

4 その他

- 上記の対応は、8月12日（木）時点のものであり、今後、本町及び県内各市町村の感染拡大状況によっては、内容の変更を行う場合がある。
- 9月1日以降の対応については、8月27日（金）までに連絡する。
- 町内公共施設は8月14日（土）から当分の間閉鎖する。